

寒河江市における部活動改革のガイドライン

令和6年3月
寒河江市教育委員会

はじめに

社会の様々な面で、「持続可能」であることが大きな課題となっています。教育の分野においても同様です。こうした中で、今、部活動が大きく変わろうとしています。

学校における部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、教科学習とは異なる集団での活動や異年齢の生徒との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。そして、それを支えてきたのが、教師の勤務を要しない日の活動を含めての献身的な部活動への取り組みでした。

しかし、少子化が加速する中、学校の部活動をこれまでと同様の体制で運営・維持することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、学校の働き方改革が進む中、部活動が長時間勤務の要因の一つとなっていることや、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層厳しくなります。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に關し、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

このような中、国では、スポーツ庁及び文化庁の有識者会議提言を受けた「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、山形県では、「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」と「教員の働き方改革の推進」を目的とした「山形県における部活動改革のガイドライン」を策定しました。

寒河江市では、市スポーツ関係団体、市芸術文化協議会、市内小中学校 PTA、母親委員会の各代表の方々を委員として、「寒河江市中学校部活動改革検討委員会」を設置し、令和4年度と令和5年度に9回にわたり部活動改革について検討を行ってまいりました。そして、この度、県のガイドラインと検討委員会での協議内容を踏まえ、「寒河江市における部活動改革のガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインの中では、部活動改革を進める上で、学校、地域クラブ、市教育委員会の具体的な役割や連携の在り方、地域クラブの指導者の質の保証やコーディネーターの役割等について示しています。

まだまだ解決しなければならない様々な課題もありますが、本ガイドラインが、部活動改革に関わる関係者の皆様にとって、休日の生徒たちの多様なニーズに応じた活動の機会の確保と教員の働き方改革の推進を図るための一助となれば幸いです。

結びに、本ガイドラインの策定にあたり、御協力賜りました検討委員会の各委員の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

令和6年3月

寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男

目 次

はじめに

I 寒河江市における部活動改革に係る基本的な考え方 ······ ······ ······ ······ ······	2
II 部活動改革に向けた学校の体制整備	
1 部活動の任意加入 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
2 部活動数の精選 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
3 複数顧問の配置 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
4 合同部活動の取組み ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
5 部活動改革に向けた学校の体制整備にかかる留意事項 ······ ······ ······ ······ ······	4
III 地域クラブ活動の環境整備	
1 休日の地域クラブ活動等との連携に向けた環境整備	
(1) 休日の地域クラブ活動等の運営主体の決定 ······ ······ ······ ······ ······	6
(2) コーディネーターの役割 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	9
(3) 想定される地域クラブ等との連携のパターン例 ······ ······ ······ ······ ······	9
2 地域クラブ活動との連携・実施時期等 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	10
IV 新たに受け皿となる地域クラブ等活動	
1 新たに受け皿となる地域クラブ活動の在り方 ······ ······ ······ ······ ······ ······	12
2 新たに受け皿となった地域クラブの整備 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	12
3 関係者間の連携体制の構築等 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	13
4 指導者	
(1) 指導者の質の保証 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	15
(2) 指導者の確保 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	16
(3) 教師等の兼職兼業 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	16
5 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 ······ ······ ······ ······ ······ ······	18
6 保険の加入 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	18
7 クラブの情報 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	18
V 大会等の在り方	
1 部活動改革を踏まえた大会等への参加について ······ ······ ······ ······ ······	21

I 寒河江市における部活動改革に係る基本的な考え方

1 部活動の位置づけ

部活動は教育課程外の学校教育活動として位置付けられ、生徒の自主的、自発的な参加による活動である。

2 部活動改革の目標

(1) 最上位目標

生徒の主体性を育む活動を支援する。

(2) 上位目標

(ア)生徒が主体的に参加できるスポーツ・文化芸術活動環境の構築

- ・自分の希望するスポーツ・文化芸術活動を地域の中で選択できる環境
- ・自分の目標や技能等に応じて充実した活動(場所・人数・頻度等)ができる環境
- ・必要に応じ指導者から専門的な指導を受けることができる環境
- ・様々な活動を体験したり、休日は休養日としたりして選択することができる環境

(イ)教師の時間外勤務時間の削減

- ・教師が休日に部活動指導に携わらない環境

※ 休日のスポーツ・文化芸術活動の指導を希望する教員は、一定の要件を満たした場合、兼職兼業の許可を得て指導に従事することができる。

3 部活動改革の方針

(1) 令和5年度の中学生から学校部活動は任意加入とする。

(2) 令和5～7年度の3年間で、地域クラブ活動が成り立つ仕組みを構築する。

(3) 令和7年7月より、学校部活動は平日に行う。休日は地域クラブで活動することを目指す。(地域クラブ活動では、複数の学校の生徒が参加することも見込まれる。)

R6年度 の学年	R5年度		R6年度			R7年度		R8年度	
	4~6月	7~3月	4~6月	7~3月	4~6月	7~3月	4~6月	7~3月	
高1	中3								
中3	中2	中2	中3						
中2	中1	中1	中2	中2	中3				
中1			中1	中1	中2	中2	中3		
小6					中1	中1	中2	中2	
小5							中1	中1	

休日の部活動
なし

(4) 令和5~7年度は、部活動の活動時間を段階的に縮減する。

	R4年度		R5年度												R6年度						R7年度												R8年度								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
通常期間	月曜日と木曜日を休養日とする																																								
	土・日いずれかを休養日とする			月に1回以上は土・日とも休養日とする						月に2回以上は土・日とも休養日とする						休日の部活動は行わない																									
強化期間	木曜日も活動してよい(学校の判断で)												木曜日を休養日とする																												
	土・日とも活動可			土・日いずれかを休養日とする																		強化期間を設けない																			
	活動時間は延長してもよい												終了時刻の延長はない																												

※チームが県大会等へ進んだ場合には、休養日の扱いは、チームが解散するまで継続する。

II 部活動改革に向けた学校の体制整備

1 部活動の任意加入

校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるという現行の学習指導要領（平成29年文部科学省告示）の趣旨を踏まえ、学校に設置している部活動への加入は任意とする（任意加入制）よう体制を整備する。

寒河江市では、令和5年度より「任意加入制」を導入している。

2 部活動数の精選

校長は、生徒数や配置教員数を踏まえ、学校として適正な部活動数となるよう精選を図っていく。その際、部員数の推移、地域のスポーツ少年団や文化芸術団体への小学生の加入状況等も踏まえ、校内の部活動を検討する組織等で協議の上、精選を図る。

3 複数顧問の配置

校長は、部活動顧問の配置にあたっては、可能な限り複数顧問体制（部活動に2人以上の顧問を配置して交代で指導に当たることのできる体制）を検討する。その際、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう、教師の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案の上、検討をする。

4 合同部活動の取組み

校長は、部員数の減少に伴い特定の部活動が著しく停滞する場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず専門的な指導のできる教師もいない場合には、近隣学校の校長と協議し、合同部活動等の取組みを推進する。合同部活動の取組みについては、環境等が整えば、将来的に地域クラブ化することも検討する。

5 部活動改革に向けた学校の体制整備にかかる留意事項

- (ア)上記1～4の取組みについては、学校の実情を踏まえながら、確実に取り組んでいく。
- (イ)本ガイドラインは、中学校の生徒の部活動及び地域クラブ活動を主な対象としている。
- (ウ)部活動を地域クラブで受けるのではなく、部活動と地域クラブ活動等を分けて考えることを基本とする。

校内における取組み

★任意加入制の導入

- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえる

★部活動数の精選

- ・ 学校の規模に合った部活動数
- ・ 内規等の改正

★複数顧問の配置

- ・ 部活動に2人以上の顧問を配置して交代で指導に当たる

★ 合同部活動の取り組み

- ・ 部員不足や専門的な指導者がいない場合等

地域クラブ活動等との連携に向けた取組み

★部活動の状況の把握

- ・ 部員数
- ・ 指導者
- ・ 生徒や保護者の意向

★既存地域クラブ等の状況把握

- ・ 活動種目
- ・ 指導者
- ・ クラブの方向性 等

教育委員会へ
報告

III 地域クラブ活動の環境整備

1 休日の地域クラブ活動等との連携に向けた環境整備

(1) 休日の地域クラブ活動等の運営主体の決定

(ア)寒河江市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、部活動改革について検討する寒河江市部活動改革検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置する。構成員としては、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者、庁内関係課等とする。

(イ)検討委員会においては、「寒河江市における部活動改革に係る基本的な考え方」(P2)を踏まえ、寒河江市（以下、「市」という。）の部活動改革の方向性及び基本的な考え方を検討し決定する。

(ウ)教育委員会は、地域のスポーツ・芸術文化団体、学校、保護者等の関係者に対し、部活動改革の背景や基本的な考え方、方向性、具体的な取り組みの内容、スケジュール等について、わかりやすく周知する。

(エ)教育委員会は、必要に応じて、地域クラブ等と各調整を図るために中心的な役割を果たすコーディネーターの配置を検討する。

(オ)各中学校は、「部活動改革に向けた学校の体制整備」(P4)に記載の部活動の任意加入、部活動数の精選、複数顧問の配置、合同部活動等に取り組む。

(カ)各中学校は、各部活動の状況や外部指導者の配置状況を踏まえながら、新たに指導者として委嘱可能な人材や受け皿となり得る団体の把握を行う。

(キ)各中学校は、生徒・保護者の意向、希望する生徒数、指導者の状況や受け皿となり得る団体等の状況を確認し、検討委員会に報告する。

(ク)検討委員会は、中学校からの報告を踏まえ、受け皿となり得る地域クラブを把握することや、市内の複数校合同による新たな運営主体の設立を検討するなど、コーディネーター等とともに、地域クラブ等との連携の具体的な方向性を明示する。

この場合、受け皿となり得る地域クラブとは、スポーツ協会や競技団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム、民間事業者、各文化芸術団体等多様なものが想定される。また、学校運営協議会や地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体等、学校と関係する組織・団体も想定される。

(ヶ)検討委員会は、スポーツ指導者人材バンク「リーダーバンクやまがた」等の活用や、競技団体等と連携を図りながら、指導者の確保を支援する。

<https://www.spo-net-yamagata.com/index.php?syori=bank>



(コ) 検討委員会は、地域連携に関して市町を跨ぐような連携が必要な場合は、近隣市町と調整を行う。さらに広域的な調整が必要な場合は、教育委員会が、県に要請を行う。

(サ)教育委員会は、地域連携に伴う支援策について検討し、休日の地域クラブ活動等が可能になった競技、団体から支援を検討する。

<支援策の例>

- ・ 地域クラブ運営費等の補助（※R5 国の事業は実証事業）
- ・ 施設使用料の減免
- ・ 活動場所の調整
- ・ 指導者についての情報提供
- ・ 学校施設利用規則等の見直し
- ・ 地域クラブ等の代表者による情報交換の場の設定
- ・ その他

<参考>

「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(R2.3 スポーツ庁)を参考

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatestop02/list/detail/1385575_00002.htm



「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(R3.1 文化庁)を参考

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/chiikibunkakurabu/pdf/92856901_03.pdf



休日の地域クラブ活動等の運営主体決定までの体制整備



受け皿となる運営主体等の決定
運営協力団体が主体／新たな団体の設立 等

(2) コーディネーターの役割

(ア) 市内における各中学校の部活動の状況の把握

(イ) 市内における受け皿となり得る地域クラブ・指導者の把握

(ウ) 各部活動と地域クラブとの具体的な連携のための調整

(エ) 受け皿となる新たな運営主体設立や指導者確保のサポート
(団体の登録、規約作成、保険加入等)

(オ) 各地域クラブの活動計画・活動実績の把握 (県や市の部活動方針を踏まえる)

(カ) 各地域クラブの活動場所の調整

(キ) 各地域クラブへの移動手段 (スクールバスの活用等) の検討・調整

(ク) 各地域クラブへの情報提供

(ケ) 各地域クラブへの安全管理の助言。活動中の事故や生徒間のトラブル等の相談対応

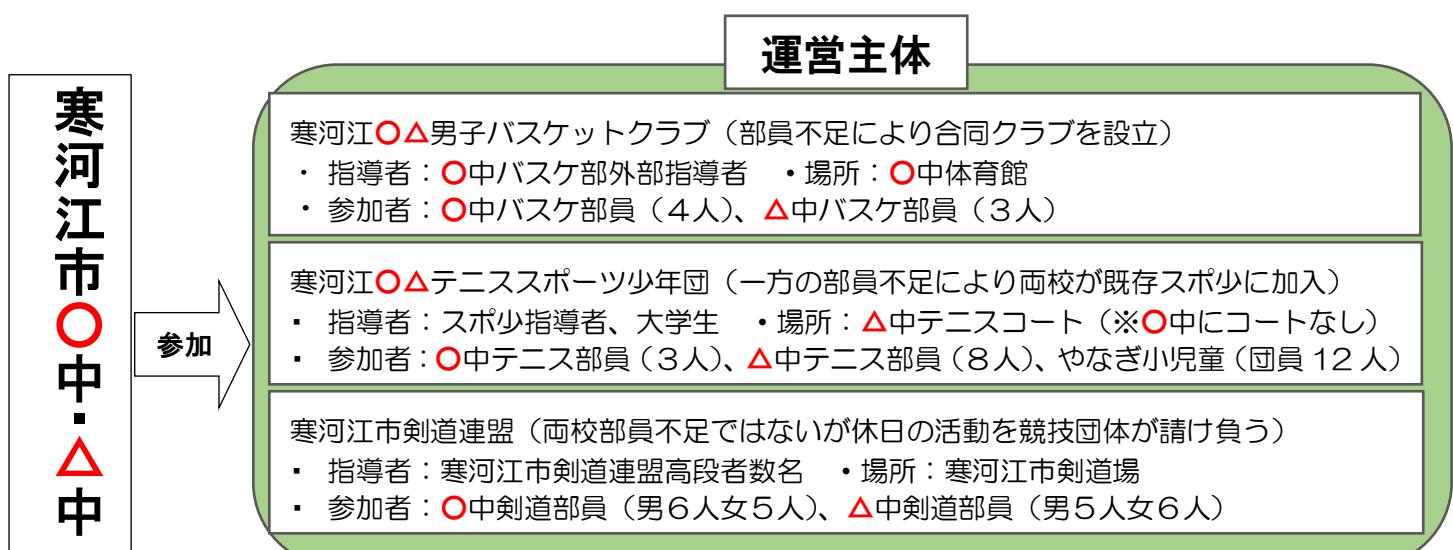
(コ) 検討委員会への出席 (各事案について報告・提案)

(サ) 近隣市町のコーディネーターとの情報共有及び連携

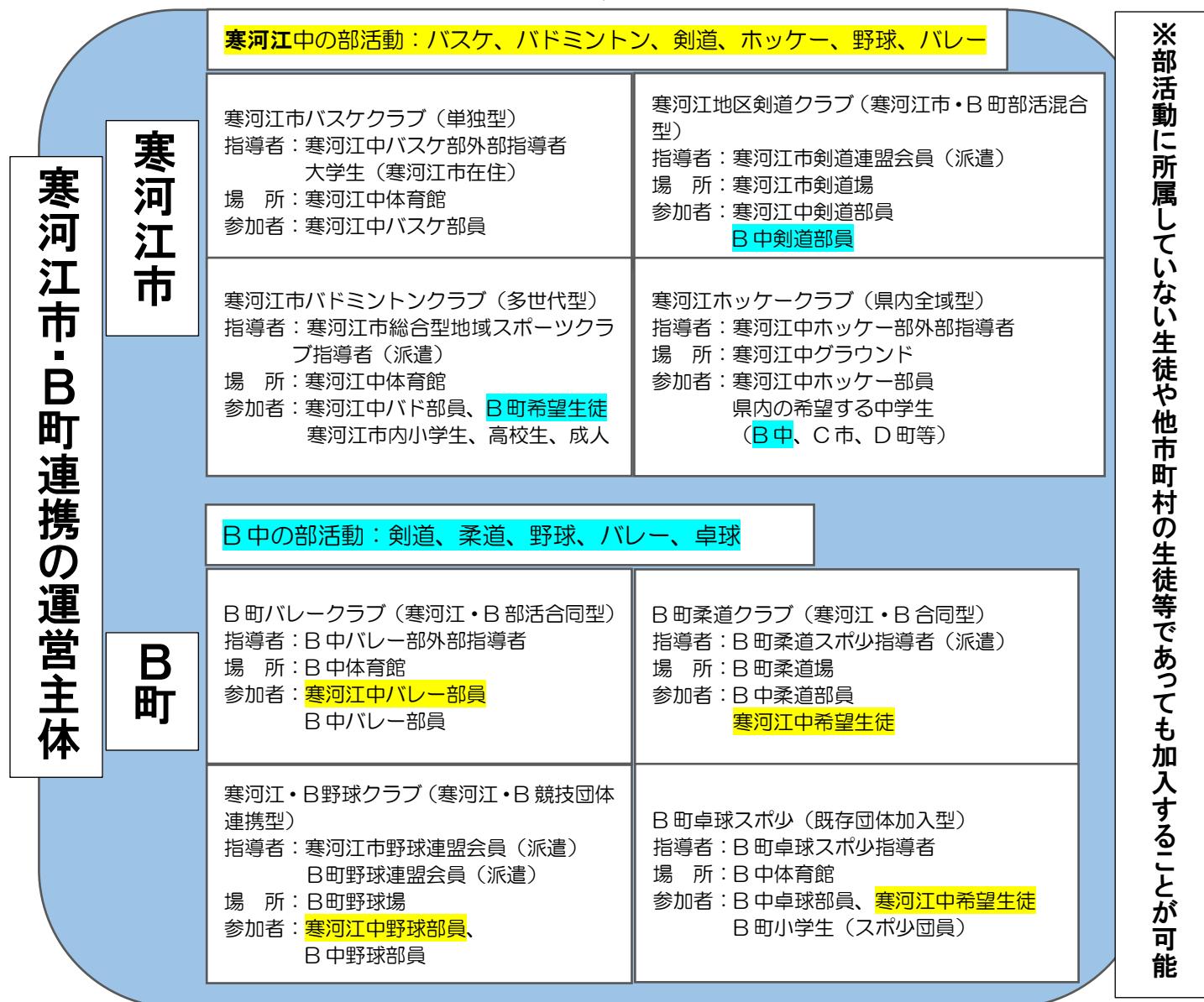
(シ) 必要に応じ、クラブと学校が情報共有する場の調整

(3) 想定される地域クラブ等との連携のパターン例

◆市内複数校が連携して活動する一例 (○中と△中が連携するパターン) ※名称は仮称



◆広域的な活動の一例（寒河江市とB町が連携するパターン）※名称は仮称



2 地域クラブ活動との連携・実施時期等

(ア)休日の地域クラブ活動等の整備については、国が、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援することを踏まえ、市は、令和7年7月より学校部活動は平日のみとし、休日は地域クラブで活動することを目指す。

(イ)平日における地域クラブ活動等については、休日の地域クラブ活動等と同様に、中学校は積極的に連携を進めていく。

<参考1> 部活動改革における県及び市、学校、関係団体の当面の役割

	役割の内容
県の役割	部活動改革に関する政府予算の情報収集・予算確保
	部活動改革に関するガイドラインの作成・周知
	必要に応じて、市町村を越えた広域的な連携について協議の場の設定
	中学総体・各種大会のあり方について県中体連・各競技団体との協議
	リーダーバンクやまがた（スポーツ指導者人材バンク）の登録促進及び改修
	県の部活動方針の改訂
	地域スポーツクラブガイド（仮称）の作成・周知
市の役割	部活動改革を検討する組織の設置・具体的な検討
	市における基本的な考え方の確認
	部活動改革に関するガイドラインの作成・周知
	教員の意識調査のためのアンケートを実施
	児童・生徒・保護者の意識調査のためのアンケートを実施
	児童・生徒、保護者と部活動の現状や課題について共有
	各中学校の部活動や受け皿となり得る地域クラブ等の現状把握
	各中学校の部活動毎に地域クラブ等との連携について具体的な方向性の明示及び連携が困難な種目等の確認
	単独での地域クラブ等との連携が困難な種目等について他町との広域的な連携の検討
	コーディネーターの配置、地域クラブ等との連携に向けた手順例や指導者及び地域クラブの役割等を確認
	コーディネーターを中心に、受け皿となる地域クラブとの調整や新たな運営主体の設立 等の確認
	他町との部活動改革についての情報交換
	部活動改革に関する政府予算の情報収集・予算確保
学校	部活動の任意加入への取り組み
	部活動数の精選
	複数顧問体制の整備
	各部活動の地域クラブとの連携意向調査
	合同部活動の取り組み
団体	部活動改革の理解のための説明会の開催
	地域クラブと部活動との連携意向調査
	地域クラブとしての情報発信

IV 新たに受け皿となる地域クラブ等活動

1 新たに受け皿となる地域クラブ活動の在り方

新たに受け皿となる地域クラブ活動は、学校管理下外の活動であり、法律上は社会教育活動である。クラブには中学生が参加していることから、県または市で策定した「運動部活動のあり方に関するガイドライン」・「文化部活動のあり方に関するガイドライン」（以下、「市部活動ガイドライン」という。）を踏まえて活動する。

なお、民間のクラブ等が部活動の受け皿となる場合も、県や市部活動ガイドラインに記載されている内容を踏まえ適切な運営を行うことが望ましい。

新たに受け皿となる地域クラブは、運営方針について、活動を楽しむ、競技力や技術力の向上を図るなど生徒や参加者がわかりやすいように方針を示す。

「山形県における運動部活動/文化部活動の在り方に関する方針」

【概要版】<https://www.pref.yamagata.jp/documents/36627/2018houshin-gaiyouban.pdf>



【運動部】<https://www.pref.yamagata.jp/documents/36627/2018houshin-jh.pdf>



【文化部】<https://www.pref.yamagata.jp/documents/4927/pkaigishiryou1072-5.pdf>



2 新たに受け皿となった地域クラブの整備

(ア)教育委員会は、新たに受け皿となった地域クラブについて支援を検討する。

<支援の例>

- ・運営費等の補助
- ・施設使用料の減免
- ・活動場所の調整
- ・指導者の情報提供
- ・地域クラブ等の代表者による情報交換の場の設定
- ・その他

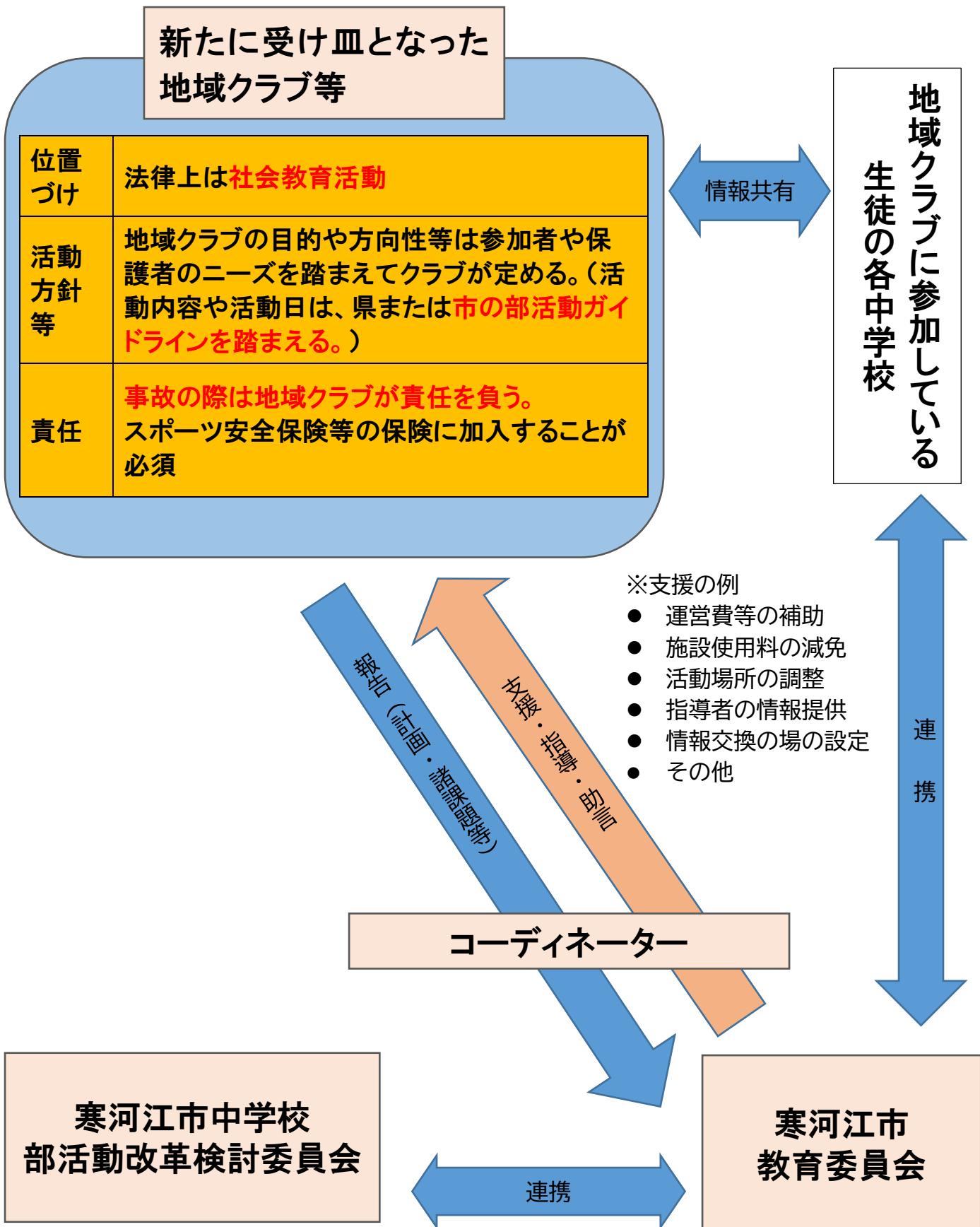
(イ)新たに受け皿となった地域クラブは、下記「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」を参考に運営における規約等を整える。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm



3 関係者間の連携体制の構築等

- (ア)新たに受け皿となった地域クラブとクラブに参加する中学生の所属中学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報交換等の綿密な連携を行うため、定期的に協議する。協議の場については、コーディネーターが調整することも考えられる。
- (イ)教育委員会は、新たに受け皿となった地域クラブと、定期的な情報共有・連絡調整を行い、綿密に連携する体制を整備するとともに、クラブの活動計画や活動実績等について、県または市部活動ガイドラインを踏まえた活動となるよう指導・助言する。
- (ウ)新たに受け皿となった地域クラブは、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、加入した会員に公表する。



4 指導者

(1) 指導者の質の保証

(ア)教育委員会は、指導者が、スポーツ医・科学的根拠や適切な指導理論等に基づいた指導技術の担保や生徒の安全・健康面への配慮のほか、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等に頼らない適切な指導力等の資質を身に付けられるよう、JSPOや各競技団体及び文化芸術団体の公認資格等の取得を奨励するとともに、指導者の資質の向上や文化芸術活動で留意する必要がある著作権等について、指導者が理解できるよう研修会等を行う。

(イ)教育委員会は、指導者の暴力等、問題行動に係る相談を生徒又は保護者、地域クラブ等から受けた場合には、関係する中学校や競技団体・文化芸術団体等と連携し、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」(平成30年3月30日日本中学校体育連盟)の対応等も参考に、当該の地域クラブと指導者等に対し、適切に指導・助言する。

<https://nippon-chutairen.or.jp/action/>



(ウ)指導者は、市部活動ガイドラインに準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングや練習方法を積極的に導入する。また、専門的知見を有する保健体育・文化芸術担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

(エ) 新たに受け皿となった地域クラブは、下記に示す指導手引等を活用し、地域クラブの指導者に対する指導を行う。

- ・ 中央の競技団体、文化芸術団体等が作成する合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引
- ・ 「運動部活動外部指導者の手引き」(平成30年3月山形県教育委員会)

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/30672/hikkei.pdf>



※手引きは運動部外部指導者向けに記載されている内容であるが、
体罰等の根絶、事故防止等について参考とする。

(2) 指導者の確保

(ア)新たに受け皿となった地域クラブは、スポーツ指導者的人材バンク「リーダーバンクやまがた」等を活用し、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊等、様々な関係者から当該クラブの指導者として確保する。

(イ)新たに受け皿となった地域クラブは、指導者資格を保有している指導者を複数人確保できるように努める。

(ウ)教育委員会は、地域クラブでの指導を希望する指導者については、生徒の発達段階に応じた適切で効果的な指導を行うため、指導者としての必要なスポーツ科学やコーチング論などの知識や考え方、生徒理解やトラブル対応等について学ぶことができる指導者研修会を開催し、研修を受講した後、寒河江市地域クラブ指導者資格として認定し、地域クラブの指導に携われるよう検討をしていく。

※研修内容の例

- ・部活動の地域移行または地域連携の制度
- ・暴言や体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント行為の禁止
- ・生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・熱中症の予防、事故が発生した場合の現場での対応など

(3) 教師等の兼職兼業

(ア)教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。教職員に対して、その内容についてわかりやすく説明をする。

(イ)教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がない場合に限り許可する。

(ウ)兼職兼業の許可を受けた教師は、地域クラブ等における業務内容や労働時間、自身の健康状態について教育委員会に報告等を行う。また、地域クラブ等での指導の前に、事故等に備えた保険に加入する。

(エ) 地域クラブ等で指導を希望する教師が、休日の業務時間外において、無償または、交通費等の実費弁償の範囲内ののみの支給で指導する場合は、教育委員会の兼職兼業の許可は不要である。

<参考2>公立学校教師等の兼職兼業の取扱いについて

文部科学省は、「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」(令和3年2月17日付け2月初企第39号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)において、地域クラブ活動での指導を希望する教員への対応について通知しました。以下はその概要です。

◆公立学校教師等の兼職兼業の取扱いについて

● 地域部活動※3と兼職兼業の関係について (抜粋)

休日の地域部活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、服務を監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能

※3：令和3年度まで国では部活動が移行した地域のスポーツ活動を「地域部活動」としていたことによる

● 根拠法令について (抜粋)

許可を行う根拠法令としては地方公務員法第38条又は教育公務員特例法第17条が考えられるところ、(中略)どの法令を根拠にして許可を行うべきかについては、当該地域団体の性質や地域団体の業務内容、態様等を総合的に勘案し、各教育委員会において適切に判断を行うことが必要

➤ 地方公務員法第38条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかかる事業若しくは事務にも従事してはならない。

➤ 教育公務員特例法第17条

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

「休日の地域クラブにおけるスポーツ・文化活動の指導」が教育公務員特例法第17条の「教育に関する他の事業若しくはその事務」にあたるかどうかについて、服務監督権者である市町村教育委員会が判断することとなります。

● 兼職兼業の許可の判断を行う際に留意すべき事項 (抜粋)

時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内となることが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適當

● 兼職兼業を希望しない教師について (抜粋)

教師が、地域部活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはならないこと。この場合において、例えば、学校の管理職や周囲の教師、保護者等による黙示的な圧力により無理に兼職兼業を希望させるようなことは、本人が希望しているとはみなされないことから、教育委員会が許可するに当たってはこのようなことがないよう、本人の意思等をよく確認することが望ましい。

5 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

(ア)新たに受け皿となった地域クラブは、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

(イ)新たに受け皿となった地域クラブは、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcate_top10/list/detail/1420888.htm



6 保険の加入

新たに受け皿となった地域クラブは、指導者や参加する生徒等を対象として、スポーツ安全保険等の自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険等に加入する。

7 クラブの情報

新たに受け皿となった地域クラブは、その情報を生徒や保護者に開示し、広報にも努める。教育委員会は、受け皿となった地域クラブの情報が、中学校内で生徒や保護者に伝わるようその情報を常に見ることができる場所に設置するよう依頼する。

クラブの情報用紙
寒河江市地域クラブ 情報用紙

フリガナ				受付番号	
団体名					
種目名			月謝	例:3000円	
代表者氏名			連絡先	Tel Mail	
指導レベル (複数選択可)	①技術向上 ②レクリエーション ③多種目 ④その他()				
中体連参加 について	あり · なし	土日の大会参加に ついて	あり · なし		
指導可能な 学区	(陵東中)(陵南中)(陵西中) 全て		指導対 象	男 女 区別なし	
	現在指導 中	指導可能 出張・教室	曜日	時間	指導時間
指導に係る 曜日と時間帯			月	h	: ~ :
			火	h	: ~ :
			水	h	: ~ :
			木	h	: ~ :
			金	h	: ~ :
			土	h	: ~ :
			日	h	: ~ :
中学生への 指導歴	例)R4 ○人、R3 □人 …			主な活 動場所	
指導者が 所持する資格				加入保 険名	スポーツ安全保険 その他()
保護者会	あり · なし		保護者会 主な活動		
その他 (自己)PR 等	QR コードやツイッター等のアドレスでの活動紹介も可				

※この登録用紙は、寒河江市教育委員会と学校の資料とする。

地域クラブ等の募集チラシについては、各クラブが作成し、体育館等に置くことを想定している。

<参考3>学校の部活動と地域クラブ活動の違い

区分	学校の部活動	地域クラブ活動
運営主体	学校	総合型地域スポーツクラブ、単一クラブ、スポーツ少年団、(民間クラブ)、競技団体、芸術文化団体、地域学校協働本部、市町等
対象	自校生徒	原則として地域の児童・生徒
主な指導者	教員(+学校が正式に委嘱した外部指導者)、部活動指導員	クラブ所属の指導者、地域のスポーツ・芸術文化指導者、保護者、部活動指導員、外部指導者、退職教員、兼職兼業許可を得た教員 等 ※上記は全てクラブ指導者として指導
活動日	市部活動ガイドラインに則った活動日	原則として休日 ※平日も可であるが、県又は市部活動ガイドラインを踏まえた活動日となるようにする
活動場所	学校等	学校、地域の公共施設、クラブの施設等
活動時間	平日2h程度、休日3h程度	左記内容を考慮した時間
運営費	部活動費、保護者会費等	受益者負担
保険	日本スポーツ振興センター	地域クラブでスポーツ安全保険等に加入
責任	学校	地域クラブ
参加可能な大会	中体連・中文連主催大会 その他大会(学校対抗を含む)	中体連・中文連主催大会(条件あり) その他の大会、コンテスト・コンクール(参加フリー)
指導者の報酬等	顧問:特殊業務手当 部活動指導員:設置者が定めた報酬 外部指導者:学校が定めた報酬	地域クラブが報酬額を決定
指導者の資格	顧問:教員 部活動指導員:設置者が雇用 外部指導者:学校規定による	地域クラブが決定 ※日本スポーツ協会等の公認指導者資格等を所持していることが望ましい ※市が主催する研修会に参加することで、資格とみなすことを検討。

Ⅴ 大会等の在り方

1 部活動改革を踏まえた大会等への参加について

校長や地域クラブの指導者は、生徒に対する教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

<参考4>山形県中学校体育連盟主催大会における生徒の参加について

令和6年度山形県中学校体育連盟主催大会における地域クラブ活動の参加について

1 県中総体における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加について

- 参加特例として、「地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生」の参加を認める。
- 参加を認める範囲は原則として全競技であるが、県中体連において各競技の細則を設定する。（R3.3.13 県中体連 HP に公表済み）

<https://www.cyutairen.jp/index.php?syori=chiikiclub&pg=1>



2 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）から県中総体に出場する場合について

- 生徒が所属する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が中体連主催大会への参加意欲をもち、県中体連の登録要件を満たした上で申請・審査を経て登録する必要がある。（各競技団体と同内容での登録が必要）
- 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）から出場を希望する生徒は、所属する団体・チームの大会参加意思・登録完了を確認し、承諾を得た上で、大会参加区分決定書を各学校へ提出する。